

福祉新聞 2010 年 2 月 22 日（月）

< 障害者総合福祉法 地域生活の権利を明記へ >

具現化向け部会設置も

政府の第 3 回「障がい者制度改革推進会議」が 15 日に内閣府で開かれ、障害者自立支援法に替わる障害者総合福祉法（仮称）をどのようなものにすべきか検討した。障害者権利条約には「地域社会で生活する権利」が規定されていることから、新法にこれと同様の規定を盛り込む必要があるとの意見で一致。どう地域生活移行を具現化するかは今後も議論する。ただ、サービスマニユをどうするかなど論点が多い上、検討の急がれる議題でもあるため、3～4 月をめどに、総合福祉法にテーマを絞った部会を会議の下に設けることになった。

改革推進会議

今回の議題は、総合福祉法について、どのような新法にするかの検討で、地域社会で生活する権利の規定を明文化するか、自立の概念をどう考えるか、障害の範囲と法の対象者をどう考えるか、現行法にないサービスマニユが必要か、地域生活移行プログラムを法定化するかなどが論点となった。

多くの構成員が主張し、意見の一致を見たのは、地域社会で生活する権利の規定を新法では明文化する必要があるという点だ。

その根拠は権利条約の第 19 条で、「障害のあるすべての人に、他の人と平等の選択の自由をもって地域社会で生活する権利がある」、「居住地、どこで誰と生活するかを選択する権利がある」、「国は、地域社会からの孤立・隔離を防止するために必要なサービスを確保する」などとされている。

会議では、この条文を引いて「実態は権利条約の規定とかい離している」と指摘する声があった。特に、知的障害者の多くが施設に入所している問題、精神障害者の多くが精神科病院に入院している問題を根本解決しなければならないという意見が多い。

「長期入院・入所している人は、どのような生活をしたいか想像できなかつたり、選択肢すら分からなくなっていたりする」といった当事者委員の訴えもあり、方向性としては「地域生活移行プログラムを法定化する必要がある」との意見でほぼ一致した。

地域生活支援の基盤整備が欠かせないこと、既存の入所施設や病院の経営に影響を与えるため関係者を交えた議論が必要なことなども確認された。

また、自立の概念を巡っては、支援や援助を受けながら自分の生活を決めていくことが自立だという考え方を主張する構成員が多く、おおむね「人の手を借りない『身辺自立』や『職業的自立』だけが自立ではない」との見解で共通した。

なお、同日の会議では、東俊裕・障がい者制度改革推進会議担当室長の提案で、総合福祉法の検討にテーマを絞った部会を会議の下に設けることが決まった。早ければ 3 月中に設置し、会議と部会で議論を並行させる。部会のメンバー選定や議論の柱立てについてはまだ白紙の状態、今後、室長や議長、政務三役が検討するという。

会議は、総合福祉法の検討のほかにも障害者基本法の抜本改正、障害者差別禁止法や障害者虐待防止法の制定など、権利条約の規定に合わせて広範な課題を扱う。制度改革の骨格を夏ごろまでに取りまとめ、その後で課題別の部会がいくつか設けられる予定だが、総合福祉法に関する部会の設置だけは例外として先行させるかっこうだ。

その背景としては、自立支援法違憲訴訟を巡って、原告団と厚生労働省の間で1月7日に締結した訴訟終結の基本合意文書で「速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも2013年8月までに自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施する」とされており、検討を急いでいることがある。